

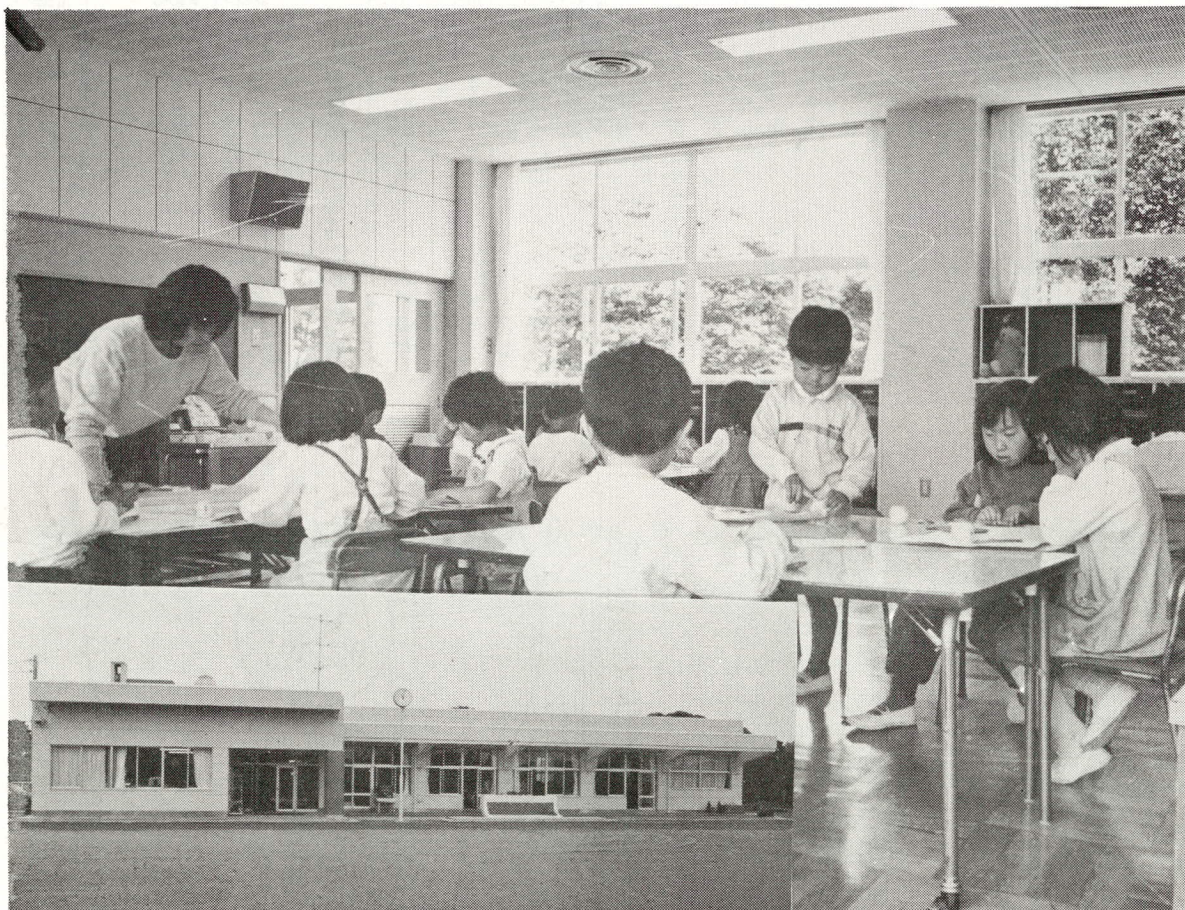
広報

麻生

昭和62年 5 月15日発行

No.389

'87 5



大和幼稚園が完成

まちの人口

		前月比
総人口	18,080人	-15人
男	8,953人	-14人
女	9,127人	-1人
世帯数	4,154世帯	+ 9世帯

主な内容

- 町の財政事情書----- P 2.3
- 臨時議会----- P 4
- 運動広場関係----- P 5
- 保健婦だより----- P 6

町の財政事情書

一般会計最終予算は
三十二億四千万円に

昭和61年度

昭和六十一年度下半期（六十二年三月末日現在）の麻生町の財政事情をお知らせします。

一般会計は、当初三十一億七千五百九十七万四千円を計上しましたが、その後六千八百五十五万五千円の追加補正を行い、六十一年度の最終予算は三十二億四千四百五十二万九千円になりました。

特別会計では、国保特別会計で八千六百八十一万六千円、老人保健特別会計で二千三百五十一万五千円、簡水特別会計で一千二百二十九万、公平委特別会計で二万八千円のそれぞれ追加補正を行い、また、六十一年度に新設された下水道特別会計でも四百五十五万四千円の追加補正を行っています。なお、各特別会計の最終予算は次ページのとおりです。

◎主な事業

教育施設の整備として、麻生一中屋体の改修、大和幼稚園の改築、運動広場の整備などが進められました。

土木関係では、生活関連道路の整備として、今宿・天掛・四鹿・石神地内ほかで道路改良事業が行われました。

農業関係としては、豊かで魅力ある農業環境の整備をめざし、新農業構造改善事業、喜平台農道改良事業などが行われました。

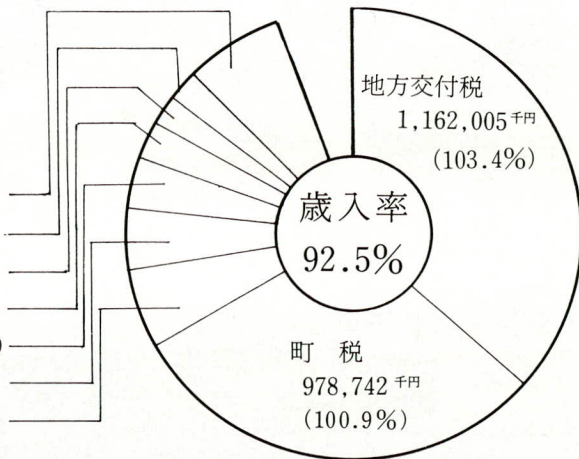
生活環境の整備では、第二簡水事業の給水工事などが進められました。

国・県の財政事情を反映して、町の財政運営もたいへん厳しいものとなっています。歳出の削減・合理化を進めながら、住民生活に直結した教育・道路等の予算確保を図り歳入歳出とも均衡のとれた財政運営に努めています。

(1) 一般会計予算

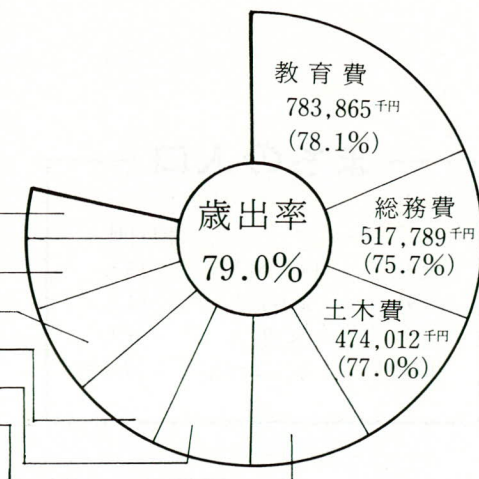
数字は予算額
(%)は執行率

その他	239,384千円 (4.3%)
地方譲与税	75,000千円 (95.2%)
国庫支出金	127,490千円 (63.3%)
誤楽施設 利用税交付金	95,000千円 (99.9%)
繰越金	130,621千円 (100.0%)
県支出金	277,929千円 (50.1%)
諸収入	158,358千円 (99.1%)



予算額	3,244,529千円
町の収入	3,000,658千円
町の支出	2,561,702千円

その他	118,550千円 (3.2%)
消防費	179,461千円 (92.7%)
農林水産業費	418,872千円 (51.1%)
衛生費	235,472千円 (91.6%)
公債費	224,602千円 (99.4%)
民生費	291,906千円 (90.9%)



(3) 町の財産

(1) 土地及び建物

名 称	土 地	建 物
庁 舎	6,160㎡	1,933㎡
学 校	249,845	32,275
公 営 住 宅	21,580	4,391
そ の 他 の 施 設	232,522	6,349
山 林	99,879	—
そ の 他	42,810	535
白 帆 荘	3,869	2,017
合 計	656,665	47,500

(2) 出資による権利

登 録 国 際 担 保 権	5,000千円
第 一 勧 業 銀 行 株 券	136
県 中 央 食 肉 公 社 株 券	8,470
県 労 働 者 信 用 基 金 協 会 出 え ん 金	800
県 勤 労 者 育 英 基 金 出 え ん 金	380
県 信 用 保 証 協 会 寄 託 金	1,400
県 信 用 保 証 協 会 出 え ん 金	6,598
県 福 祉 事 業 団 出 資 金	143
県 農 業 信 用 基 金 出 資 金	3,940
農 業 用 廃 プ ラ ス チ ッ ク 処 理 公 社 出 資 金	590
県 漁 業 信 用 基 金 協 会 出 資 金	600
県 家 畜 衛 生 指 導 協 会 出 資 金	220
空 中 散 布 事 業 事 故 損 害 扶 助 基 金 出 資 金	667
県 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 出 資 金	50
白 帆 荘 改 築 出 資 金	40,000
県 国 保 診 療 報 酬 支 払 基 金 預 託 金	1,071
工 業 技 術 振 興 基 金 出 え ん 金	282

(3) 基 金

財 政 調 整 基 金	338,486千円
土 地 開 発 基 金	116,172
し 尿 処 理 場 建 設 基 金	109,495
国 民 年 金 印 紙 購 入 基 金	58,464
診 療 報 酬 支 払 準 備 基 金	78,364

(4) 町民の税負担

税 目	町 全 体			一世帯の 調 定 額
	調 定 額	収入済額	収入率	
町 民 税	446,677千円	404,168千円	90.5%	107,762円
固 定 資 産 税	404,611	398,042	98.4	97,614
軽 自 動 車 税	15,230	14,937	98.1	3,674
特別土地保有税	14,278	10,974	76.9	3,445
国民健康保険税	554,192	532,003	96.0	170,521

(2) 特別会計予算

(%) は予算に対する執行率

1. 国民健康保険	
予算額	1,181,191千円
収入	1,063,407千円 (90.0%)
支出	1,000,884千円 (84.7%)
2. 簡易水道事業	
予算額	509,812千円
収入	89,540千円 (17.6%)
支出	67,682千円 (13.3%)
3. 老人保健事業	
予算額	738,637千円
収入	696,059千円 (94.2%)
支出	653,664千円 (88.5%)
4. 公平委員会	
予算額	305千円
収入	306千円 (100.3%)
支出	138千円 (45.2%)
5. 下水道事業	
予算額	100,465千円
収入	18,364千円 (18.3%)
支出	100,142千円 (99.7%)
6. 白帆荘運営事業	
事業収益予算額	248,000千円
収入	215,101千円 (86.7%)
事業費用予算額	248,000千円
支出	222,863千円 (89.9%)

(4) 町 債 ○一般会計債

種 類	未償還額
庁 舎 建 設 事 業 債	668千円
公 営 住 宅 事 業 債	32,972
都 市 計 画 事 業 債	80,849
臨 時 地 方 道 整 備 事 業 債	394,740
新 規 新 町 村 整 備 事 業 債	12,213
消 防 施 設 整 備 事 業 債	13,678
小 学 校 債	678,037
中 学 校 債	45,236
幼 稚 園 債	50,577
社 会 教 育 債	87,736
保 健 体 育 債	144,888
合 計	1,541,594

○特別会計債

種 類	未償還額
白 帆 荘 建 設 事 業 債	9,274千円
簡 易 水 道 建 設 事 業 債	631,705
下 水 道 債	94,900
合 計	735,879

第二回臨時議会

田口助役の再任に同意

麻生町議会第二回臨時議会が四月十日開かれました。

を求めたものです。

議会は、町長の町政報告の後、専決処分報告一件、議案一件の審議が行われ、それぞれ原案どおり議決されました。

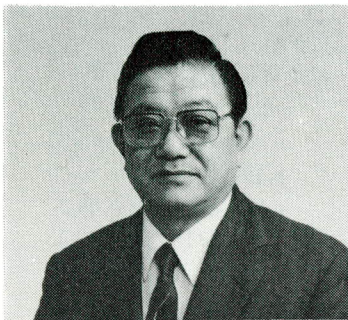
〔専決第一号〕
麻生町税条例の一部を改正する条例

〔報告第一号〕
専決処分の承認を求めること

と
麻生町税条例の一部を改正する条例について、実施期日切迫のため、議会を招集する暇がなかったので専決処分をし、これを議会に報告し承認

助役に再任された

田口重幸氏



国保からのお知らせ

保険証の提示を

忘れずに

国保の被保険者の皆さんが医療機関で診療を受けるときに提示しなければならぬ保険証は、被保険者によってそれぞれ異なっています。

一般被保険者証、退職被保険者証、老人被保険者証、そして今年から発行予定の国保資格証明書など多種多様になっています。

国保資格証明書とは、国民健康保険事業の運営上、欠かすことのできない、国保税を滞納している被保険者に対して、従来の保険証を返してもらう代わりに発行するものです。国保資格証明書で診療を受けますと、従来は

たばこ消費税等について、町条例の改正を行ったものです。

〔議案第二十号〕

助役の選任について

麻生町助役田口重幸氏（大字根小屋二二四一）が、四月十三日任期満了となるため助役に再任するにあたり、議会の同意を求めたものです。

調理師試験の

お知らせ

今年も調理師試験が、次のとおり実施されます。

▼受験資格 飯食店営業・魚介類販売業・喫茶店営業・そう菜製造業等で二年以上調理業務に従事した方。

▼願書受付

とき 八月三日・四日

ところ 県内各保健所

▼試験日 八月二十五日

▼受験申込み方法

「往復ハガキ」に住所・氏名・電話番号を記入のうえ、左記の場所に六月三十日まで

に申込みください。

麻生町麻生一九四

鹿行調理師会麻生支部

永作稔（電話7205821）

▼願書記載説明会

とき 七月十五日

ところ 潮来保健所

人権擁護委員制度を

ご存知ですか

六月一日は、人権擁護委員法が施行された日です。昭和二十四年六月一日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的人権を擁護し見守る、言

わば民間人による人権の番人の機関が誕生したのです。これが人権擁護委員制度の始まりです。

人権は、人間が平和に生きて行く上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。つまり人権は共存するものなのです。

お互いに人権を守って明るい社会をつくるのが、私たちの願いです。

麻生町には、町長から推せんされて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。

○瀬尾峯夫（麻生二六〇）
電話 七二一〇三六二

○久保田勝造（四鹿五二四）
電話 七三一二二〇一

○小峰 光（宇崎七九八）
電話 七三一二五五八

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談下さい。

町民運動広場

野球場とテニスコートの
貸出しを開始

南地区に建設が進められていた、麻生町民運動広場の一部施設の整備が完了し、来る六月一日から一般の皆さんに貸出しが開始されます。

《使用できる施設》

○野球場A面（両翼90m）

○野球場B面（両翼80m）

○テニスコート

（クレイコート二面）

《申し込みの方法》

使用日の五日前までに、麻生町教育委員会へ規定の使用

許可申請書で申し込む。

申請書は、教育委員会にあります。押印が必要のため印かんを持参して下さい。

※ 使用が許可された者には「使用許可書」が交付されます。

《使用料》

使用料は、申し込み時に前納していただきます。金額は別表のとおりです。

なお、次のような場合は、「使用料減免申請書」を提出

し、使用料の全額または、半額の免除を受けることができます。

① 町及び教育委員会の主催による各種大会、体育行事

（全額免除）

② 町内各種団体、機関等が行う体育行事等で町が後援する場合（全額免除）

③ 町内の小学生・中学生が使用する場合（全額免除）

④ 官公署又は、公益団体が公益事業のため使用するとき（半額免除）

⑤ 町長又は、教育委員会が特に必要と認めた場合（全

額免除）

額又は、半額免除）

《使用方法及び注意》

○教育委員会より、使用当日又は、前日の夕方に施設の鍵を預かり、使用後返却する。

○使用許可書は、常に携帯していること。

○使用後は、備品の整理、後かたづけを十分行い、ゴミ等は持ち帰ること。

職員の異動

五月一日付（）は旧所属

●課長

参事兼総務課長永作英夫、議会議務局長伊藤伸一郎（企画観光課長）、経済課長深

沢久昭（保健衛生課長）、税務課長土子源三（建設課長）

保健衛生課長宮内務（町民課長）、福祉年金課長飯田敏雄

（教育委事務局長）、町民課長茂木敏（公民館長）、出納

室長柏崎日出夫（議会議務局長）、企画観光課長野村文男

（出納室長）、建設課長羽生東洋夫（環境課長）、環境課

長根本拓吉（給食センター所長）、教育委事務局長箕輪徳

（福祉年金課長）、公民館長糸賀洋一（白帆荘支配人）、

給食センター所長久保田喜治（税務課長）、白帆荘支配人

平山喜一（環境美化センター

所長）、環境美化センター所長篠塚一郎（経済課長）

●係長

経済課土地改良係長小倉博昭（教育委学校教育係長）、

税務課固定資産税係長高木俊博（税務課徴収係長）、税務

課徴収係長斉藤隆（環境美化センター係長）、保健衛生課

国保係長新橋進（経済課土地改良係長）、建設課土木係長

根本博義（保健衛生課国保係長）、教育委学校教育係長高

橋量光（公民館係長）、公民館係長小島邦男（建設課土木

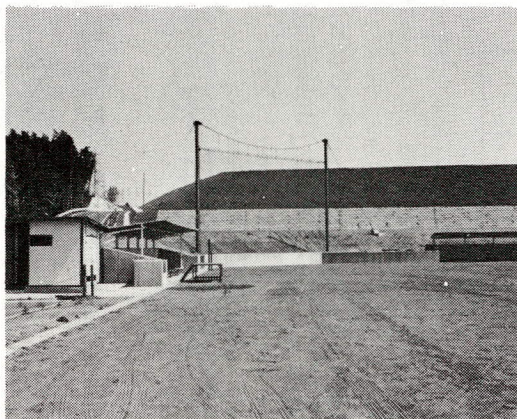
係長）、環境美化センター係長柏葉忠良（税務課固定資産

税係長）

よい歯でよくかみよいからだ

歯の衛生週間

6月4日～10日



完成した野球場A面

施設使用料 ↓

○野 球 場

	午 前	午 後	1 日
野 球 場 (A)	500円	500円	1,000円
〃 (B)	〃	〃	〃

○テニスコート

〈団体申込〉コート1面 2時間につき500円。

〈個人申込〉〃 2時間につき1人100円。

67人のお母さんに聞きました。

母の職業	あり 46%	なし 54%
お年寄りと同居	あり 75%	なし 24%
昼の主な保育者	母親 51%	祖父母 49%
添い寝	はい 88%	いいえ 12%
夜子供の動きで目がさめる	はい 93%	いいえ 4%
育児で疲れている	いいえ 82%	はい 13%
父親の育児協力	はい 97%	いいえ 3%

保健婦だより

⑪

子は親をうつす鏡

去る一月と三月の一才六ヶ月児健康診査において、六十七人のお母さんに育児に関するアンケートを行いました。表のように、働く母親が半数を占め、育児に十分な時間を

を費せない事を感じると同時に、朝夕という短い時間の中で、子どもにどう接すれば親としての役割をはたせるのか子どもの成長・変化の中で考えさせられるところです。

こんな親に

なりたい

一、子どもに安心感を↓お父さん・お母さんいつも仲よく。子どもはお父さんに男らしさを求めています。子どもの失敗など、なにもかも包み込んでしまうお母さんを望んでいます。

二、子どもの気持ちになつて↓しっかりとしたしつけの態度。子どもの個性を認め、親が自信を持って育てることです。よその子と比べてはいませんか。子どもはほめられたいと思っています。ほめられると、子どもはやる気をおこすものです。

三、子どもとともに成長を↓学ぶ親。子どもは家庭の中で、親のすることをいつも見ています。親の働く姿、学ぶ姿、ひとつひとつが子どもの手本になるのです。四、親の態度が子どもにどんな影響を与えます。下の表をご覧ください。

こんなことは

ありませんか

。テレビに子守りをさせていませんか。
。おもちゃを与えすぎていませんか。

(親の性格)

(子供の性格)

放任的な親	拒否的な親	支配的な親	服従的な親	民主的な親
・子どもに対し無関心 ・冷淡 ・ほめも叱りもしない。	・子どもを邪魔に思う。 ・子どもをにくむ。 ・子どもとの接触を避けたがる。	・親の考え方を子どもに押しつける。 ・子どもの意志は、ほとんど無視する。	・盲愛 ・なんでも子どもの要求に従う。	・思いやりがある。 ・子どもに対し、適切な助言・禁止をする。 ・子供の意見を入れてやる。
↓	↓	↓	↓	↓
・劣等感・情緒不安定 ・反抗的・わがまま ・善悪の判断が自己中心	・愛情不足 ・攻撃的 ・注目されたいため、思いついたことをする。	・活気に乏しく、神経質 ・情緒不安定。 ・表面では服従するが、内心では欲求不満になり攻撃的。	・欲求がエスカレートする。 ・自信過剰 ・人の注目を引きたがる。	・情緒安定 ・他人との協調性がある。 ・親切で思いやりがある。 ・善悪の判断が適切で、社会的に適応。

。生活体験が不足していませんか。
。朝食をきちんと食べさせていますか。
。おせっかいしすぎていませんか。
一人の人間を育てると言うことは大変な事です。思うようにいかない事の方が実に多い。でも子どもは親に頼る。まわりの人の助言を受けながら、子どもも本意に、常に前向きに育児にとりこんでいきたいものです。

宇崎地区に

集落センターが完成

地域住民のコミュニティの場として、各地区に建設が進められている集落センターが、昭和六十一年度は宇崎地区に建設され、四月三日関係者多数が出席して竣工式が開かれました。

宇崎農村集落センターは、農村集落センター整備事業として建設されたもので、地元建設委員会（高野宗明会長）が組織され、地元の皆さんが中心となり事業が進められま

した。このセンターは、嶺野神社参道入口近くの、地区共有地に建設され、木造平家建築面積は百九十六・八四平方メートルで、集会室・調理室などを備えたたいへんすばらしい施設です。

すでに、センターの運営要項なども決まり、ふれあいのある地域づくり、コミュニティの場として、さかんに利用されています。



宇崎農村集落センター

税の窓 ③④

前納報奨金

固定資産税及び町県民税については、前納しますと一定の前納報奨金が交付されます。

前納とは、納期が到来した税額をその納期内に納付するとき、納期末到来の税額を同時に納付することをいいます。前納した場合、前納しようとする期別の税額に対して、1%が前納に係る月数分だけ交付されます。（ただし、10万円が限度）

実際に前納しようとする場合には、1期分の納付時に2期3期4期分を前納する場合を想定して、納付書に前納報奨金の額が記載されていますから、この分を差引いて納付して頂くことになります。

節税の方法として、是非ご利用下さい。なお国保税は目的税ですから前納報奨金の規定はありません。

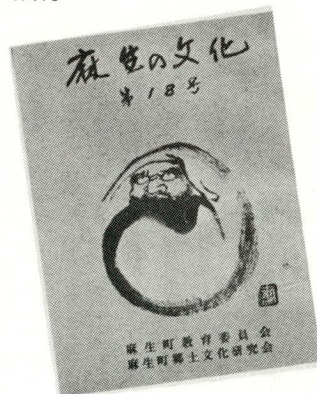
「麻生の文化」

第18号を発刊

社教だより

③④

「麻生の文化」第18号が発刊されました。麻生の文化は、麻生町郷土文化研究会の皆さんによって編集されており、町の歴史や文化その他の歴史資料を後世に残しました、研究発表の場として発刊されています。希望される方には、有償で配付しています。1部 1,000円 配布場所は、麻生町公民館。



「麻生の文化」
第18号

くらしの豆知識

取引に関する知識

今回から取引に関する事例を問答形式に、して何回か掲載しますので参考にして下さい。

問1 電話による勧誘に対し「はい」と返事をしてしまっただが、口約束なので、まだ契約は成立していないと思うが。

麻生の文芸

俳句

椎森になだれかかりし桜かな
鳥は啼き花散る処羽黒山
城跡にほつ揃えし土筆かな

短歌

春一番黄昏るる頃おさまりて
夜空に冴ゆる月影仰ぐ
粒の数孫に問われて年豆を
六つ食べしと言ひてあざむく
水郷の田面きわだち光り初む
なかに休耕田見えて寂しき

俚謡

若い頃には喧嘩もしたが
深い絆の夫婦愛
水がぬるめばついさそわれて
川の浅瀬で魚すくい
恋の黒髪みだれて濡れて
海女の乳房に春の潮

鴨下 政隆
宮本 晃
小沼あやめ
稲川 良穂
兼平 愛子
男庭 留吉
手賀 たつ
金田 みつ
金田 とく

などで、契約の内容について十分な説明を受けずに返事をさせられた場合など、契約は不成立とみなされる場合もある。

問2 考え直したら不要な気がしてきたので、契約をやめたいが一方的に解除できるか。
答 法律上の解除が認められている場合、契約内容で認められている場合のほかは、話し合いにより合致して解除するしかない。いったん結んだ契約をやめることは容易なことでない。

問3 十八才の学生である娘が知らないうちに約四十万円もする商品を買った五千元の分割払いで購入していることがわかったがやめさせたい。
答 法定代理人（主に両親）の同意のない未成年者の契約は、本人又は法定代理人によって取消すことができる。契約が取消されると、初めからなかったことになり、支払ったお金は全額返してもらい、商品も返すことになる。未成年者の契約の取消の場合「現に利益を受ける限度」で返せばいい（民法百二一条）ことになっている。使用したものであっても使用損料等払うことなくそのまま返せばよい。処分を許された財産の処分、成年といつわって契約した場合などは契約を取消することはできない。処分を許された財産の範囲を決めるのは難しくケースバイケースとなるが、この相談のように、分割払いなどの場合は総額で考えるべきでしょう。また年令詐称について、販売業者が契約書に生年月日をいつわって記入、又は記入させても、取消すことができると思われる。

ご連絡ください

消費者問題

消費者行政推進協力員

身近な消費生活にかかわる問題を、行政施策に反映させるため、町や県の消費者行政窓口と連絡してくれるのが、消費者行政推進協力員です。今年四月から、昭和六十四年三月まで、麻生町では次の方々にこの協力員をお願いしています。身近な情報を協力員の方々に寄せください。

協力員

箕輪光子（大字天掛）
電話七三二二八三五
宮内徳子（大字板峰）
電話七三一二五六四

戸籍の窓口

おめでとつこやいます

赤ちゃん 保護者 住所
山口 伶史 定夫 富田
奥村 麗豊 豊一 麻生
中山 和香 松男 麻生
福田 未来 栄一郎 麻生
岡野 彩 泰司 麻生
辺田ともみ 一彦 白濱
作山 和哉 正則 宇崎
横山 知美 茂 青沼
磯山 紘一 甚一 於下
小沼 絵理 寿久 於下
斉藤 悠哉 保男 船子
斉藤 弘行 敏男 船子
宮内 義和 義詔 小高

おくやみ申し上げます

死亡者 世帯主 住所
浜田 久喜 69 己子 富田
高野 軍司 81 稔 麻生
羽生 とく 92 徳男 麻生
長峰千右衛門 57 ひさ子 岡
羽生 實 74 昇 青沼
柏葉 泰祐 90 富男 籠田
大里あきの 83 信哉 島並
大貫平一郎 83 平助 南
根本 千代 87 正一 小高
額賀万寿男 86 均 小高